

瀬戸市吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査を行う者に交付する瀬戸市吹付けアスベスト対策費補助金（以下「補助金」という。）に必要な事項を定め、アスベスト飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 分析調査 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）により示された方法で分析調査することをいう。
- (3) アスベスト調査台帳 「民間建築物における今後のアスベスト対策について」（平成29年6月22日付け国住指第810号）により愛知県が整備するアスベスト調査台帳をいう。
- (4) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省・告示第1号）第2条第2項に規定する者をいう。
- (5) 対象建築物 市内に所在する次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす建築物をいう。
 - ア アスベスト調査台帳に記載されていること。
 - イ 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものではないこと。
 - ウ 分析調査に関し、国及び他の地方公共団体の補助金等が交付されていないこと。
 - エ 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあること。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 対象建築物を所有する者（現にその建築物に居住する者で所有者の同意を得られる者又は同等の権利を有する者を含む。）
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1

号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

- (4) 暴力団員(瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でない者
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助の対象事業)

第3条の2 補助の対象事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が、対象建築物について、建築物石綿含有調査者自ら実施する分析調査とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 市長は、補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)及び補助金額を、予算の範囲内において、次の表のとおり交付する。

種目	対象経費	補助金額
分析調査	対象建築物の分析調査に要する経費で、分析による調査を実施する機関に対して支払う費用	対象経費の全額。ただし、1棟につき250,000円を限度とする。(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、分析調査を実施する前に、瀬戸市吹付けアスベスト対策費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図、配置図及び平面図
- (2) 申請に係る対象建築物の登記事項証明書その他当該対象建築物の所有者が分かる書類
- (3) 対象経費の見積書
- (4) 誓約書(第1号の2様式)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、瀬戸市吹付けアスベスト対策費補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に分析調査の内容又は補助金の額を変更しようとする場合は、瀬戸市吹付けアスベスト対策費補助金変更承認申請書(第3号様式)に変更内容の分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない

い。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、瀬戸市吹付けアスベスト対策費補助金変更承認通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、分析調査が予定の期間内に完了しない場合又は分析調査の遂行が困難になった場合は、速やかに分析調査遅延等報告書（第5号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書により申請者に指示するものとする。

（補助事業の廃止又は中止）

第7条 申請者は、分析調査の廃止又は中止をしようとする場合は、分析調査廃止（中止）届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（着手の届出）

第8条 申請者は、分析調査に着手しようとするときは、着手届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の着手届は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日を経過する日までに届け出なければならない。

（完了実績報告）

第9条 申請者は、分析調査が完了したときは、瀬戸市吹付けアスベスト対策費補助事業完了実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 分析調査の結果報告書
 - (2) 資料の採取状況が確認できる写真（建物外観、採取位置等が確認できるもの）
 - (3) 分析調査に要した経費の領収書の写し
 - (4) 契約書の写し
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の報告書は、分析調査の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により報告書を受理した場合において、報告に係る書類を審査し、必要があると認める場合は現場を検査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、瀬戸市吹付けアスベスト対策費補助事業完了確認通知書（第9号様式）に

より申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条による通知を受けた日から起算して10日以内に瀬戸市吹付けアスベスト対策費補助金支払請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき当該申請者に補助金を交付するものとする。

(書類の整理)

第12条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。